

個人レベルの金融ビッグバンの軌跡

要約

金融ビッグバンの進展により、金融商品、取引チャネル等について利用者の選択肢は拡大した。今後、利用者がビッグバンの好影響を実感するには、株式相場の堅調や金利上昇等による金融資産からの収益増が鍵となろうが、金融機関にとっては、金融商品や金融機関経営に関するわかりやすい情報提供、投資家教育、有利な金融商品・サービス開発やコスト削減への一層の取組等も課題となろう。

1 最終局面を迎えた金融ビッグバン

1996年11月に、当時の橋本首相が日本版ビッグバン構想を発表して以降、様々な制度改革が行われてきた。当初、ビッグバンのゴールとして2001年4月に予定されていたペイオフ解禁が2002年4月に延期されたものの、それ以外の主なスケジュールは「保険会社と金融他業態との相互参入」および「銀行窓口での保険販売」を残すのみとなっており、制度改革の面からは、金融ビッグバンは最終局面を迎えているといつてよいであろう。

本稿では、個人利用者の視点から、これまでの金融ビッグバンの軌跡を振り返り、その意味について考えてみたい。

2 あらためてビッグバンとは

あらかじめ、金融ビッグバンとは何かということを中心に整理しておくことにしよう。

ビッグバンの目的は、1,300兆円にのぼるわが国の個人金融資産がより有利に運用され、かつ日本経済に有効に活用されることである。その手段としては「市場機能の活用による資源の再配分が実現される金融システムの構築」が掲げられている。個人の資産運用という観点からみれば、これまでの預貯金中心の運用から、リスクを利用者が負担する投信、公社債、株式など資本市場を通じた運用も含めて、運用手段の多様化が進むことを意味している。

以上の目的のため、様々な制度改革がスケジュール化され実施されている（第1表）

第1表 ビッグバン関連のスケジュール

	主な金融制度改革
1996年11月	・橋本政権、金融システム改革構想公表 「わが国金融システムの改革～2001年東京市場の再生に向けて」
1997年10月	・証券総合口座の導入
1997年10月	・投信窓販開始（問貸し方式）
1998年4月	・新外為法施行 1 内外資本取引の自由化 2 外国為替業務の自由化 3 事後報告制度の整備 ・銀行への早期是正措置の導入
1998年7月	・火災・自動車保険の保険料率の自由化
1998年12月	・銀行・保険会社本体での投資信託窓販開始 ・金融システム改革法施行 1 資産運用手段の整備 投資信託の整備 証券デリバティブの全面解禁 有価証券の定義の拡充 2 活力ある仲介活動を通じた魅力あるサービスの提供 サービス提供の自由化（証券業務、資産運用業務の多角化） 価格の自由化（株式売買委託手数料、損害保険料率） 参入の促進（証券会社の免許制→登録制、子会社による相互参入） 3 多様な市場システム整備 取引所集中の撤廃 店頭登録市場の機能強化 4 金融取引の安全性確保の枠組み ディスクロージャーの充実 証券会社の行為規制拡充 投資家保護のための投資家保護基金、保険契約者保護機構の創設
1999年4月	・ノンバンク社債法成立 ・有価証券取引税・取引所税などの撤廃 ・保険会社の早期是正措置導入
1999年10月	・株式売買委託手数料の完全自由化 ・銀行の普通社債発行解禁 ・銀行、証券、信託子会社の業務制限自由化
2001年3月	・保険と銀行・証券子会社方式の相互参入完了
2001年4月	・銀行窓口で一部保険商品の販売解禁
2002年4月	・ペイオフ解禁

3 利用者からみて何が変わったか

利用者サイドからみると、ビッグバンにより次のような変化がおこっている。

(1) 商品・サービスの多様化

第1は、金融商品・サービスの選択肢の拡大である。

97年10月から取扱い開始された証券総合口座は、資産運用機能と決済機能を兼ね備えた商品である。資金をプールする中核口座として公社債投信であるMRF（マネー・リザーブ・ファンド）があり、これが、株式、債券、他の投資信託へ資金を振り替えるスウィープ機能を持ち、証券担保ローン、カード決済などの機能も付加されている。2000年2月のMRFの残高は1兆7,132億円、投資信託残高全体の2.9%である。取扱開始から2年を過ぎたが、利回りが低水準であることもあり、あまり伸びていない。

また、99年10月に解禁となったラップ口座は、証券会社に資産の運用・管理を任せる「一任勘定取引」の一種で、手数料を口座の運用資産残高に応じて支払うものである。

98年10月には、会社型投信と私募投信が解禁された。

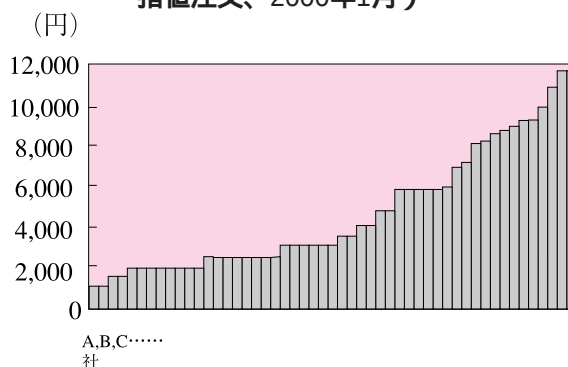
また、金融機関では、総合的な取引度合いに応じて、金利優遇や振込手数料やATM手数料等の引下げなどのサービスを付けることが一般的になっている。

(2) 手数料、保険料の自由化

第2は、手数料、保険料の自由化である。

株式売買委託手数料は、98年4月に売買代金5千万円超が自由化され、99年10月には5千万円以下も自由化された。この結果、インターネットによる株式取引を中心に、手数料は大幅に値下がりし、かつ、証券各社毎に大きな格差がついている。（第1図）

第1図 51社のオンライン株式取引手数料
（現物取引、約定代金100万円、
指値注文、2000年1月）



98年7月からは、損害保険料率も自由化した。従来、損害保険は、料率算定会が算出した一律の損害保険料の適用が義務づけられていたが、損害保険会社が原則自由に保険料率を設定できるようになり、リスクが低い層に対して、格安の保険料を適用する動きがでている。

(3) 利便性の向上

第3は、デリバリーチャネルの多様化などによる利便性の向上である。

従来、投資信託の販売は、証券会社、投資信託委託会社に限られていたが、97年10月から銀行、保険会社で間貸し方式により窓販が開始され、98年12月からは、銀行、保険会社本体による投信窓販が解禁された。銀行等による投信残高は、2000年2月には、4兆6,301億円となり投信残高全体の7.7%となった。

2001年4月からは、保険商品の銀行窓販が解禁する見込みである。

また、98年4月に施行された新外為法によって、利用者は、海外金融機関から直接金融商品を購入することが可能になった。従来は、外貨取引は全て為銀を通さなければならなかったが、海外に魅力的な金融商品があれば直接アクセスすることが可能になった。

さらに、インターネット等のIT（情報技術）革命が進行している時期に、ビッグバンによる

規制緩和・撤廃等が進められていることによって、金融取引形態の多様化は加速化している。すなわち、金融機関は、コスト削減と利用者ニーズへの対応のため、取引チャネルの多様化を急速に進めている。店舗機能を見直すとともに、新たな取引チャネルとして、インターネット、モバイル、電話、通信販売、ウェブTV等の導入が進んでいる。例えば、投資信託は、銀行、保険会社の窓販にとどまらず、インターネット、ATM、電話、通信販売等でも提供されている。

一方、決済面では、デビットカードサービス（買い物時にキャッシュカードで代金清算をするサービス）の本格展開が、2000年3月から始まった。金融ビッグバンに伴う規制緩和の一つとして、口座振替依頼書（利用代金を利用者の口座から引き落とす手続きを依頼する書類）のカード発行銀行への提出が不要になったことが、このデビットカード誕生の一つの契機となった。

（４）自己責任原則

このように、利用者は、多様な選択肢の中から自らのニーズにあった金融商品・サービス、チャネルを選ぶことができるようになった反面、自己責任を問われるようになった。投信や外貨預金のような元本割れのリスクを伴う商品に対するアクセスも従来に比べ容易になっており、また、金融機関の競争の激化により淘汰される金融機関が増加する可能性もある。こうした中で、利用者が自己責任に基づいて金融商品、サービス、金融機関を選択することが必須となっている。

並行して、自己責任原則を活かすための環境整備も進められている。98年12月施行の金融システム改革法では、投資者保護基金（証券取引法）、保険契約者保護機構（保険業法）が創設され、また、ディスクロージャーの充実もはかられた。例えば、銀行については、ディスクロージャーの義務化と義務違反に対する罰則適

用、最低限の開示項目の開示義務化、すべての営業所・代理店での縦覧、子会社との連結貸借対照表、損益計算書の開示など、ディスクロージャー制度の抜本的な拡充が行なわれた。さらに、利用者保護のため、現在通常国会に金融商品販売・勧誘ルールに関する法案が提出されているところである。（本号レポート「ビッグバンと金融サービス法」参照）

４ 利用者の受け止め方

こうした金融ビッグバンの進展を、利用者はどのように受け止めているのか。

貯蓄広報委員会「貯蓄と消費に関する世論調査」（調査時点平成11年6-7月）によれば、ビッグバンを知っている世帯は、全体の約半数の49.4%である。それらの世帯では、今後ビッグバンの進展により予想されることとして、「金融機関の経営内容に格差が生じたり、商品が複雑になるなど、生活に負担がかかる」（40.6%）をあげる割合が最も高く、「経済が活性化し、生活に好ましい影響を与える」（27.7%）を上回っている。かつ、この3年間でその差は拡大する傾向にある（第2図）。

ビッグバンの進展が利用者側にとって必ずしもプラスとばかり受け止められていない様子が、この結果からは読み取れる。

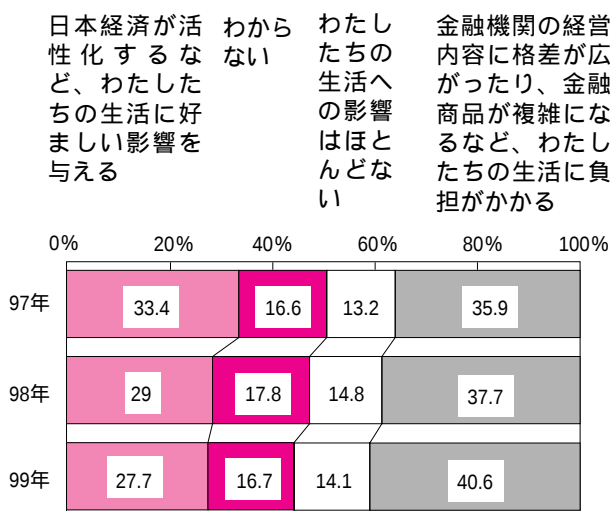
これは、ペイオフ解禁を控え、かつ、金融機関の破綻を目の当たりにして金融機関経営に対する不安感が強まっているためではないか。

また、新たに誕生した様々な金融商品・サービスを理解し、自己責任で投資判断をすることの難しさも感じているのではないか。

さらに、金融商品・サービスが多様化し、アクセスも容易にはなったものの、超低金利下で金融資産からの収益が増加しないことへの不満もあろう。

個人金融資産の約6割を占める預貯金の金利は低水準を続けており、また金融機関によって

第2図 ビッグバンの進展によって予想されること



金利の差はあまりついていない。都市銀行、信託銀行の大口定期預金金利をみると、第2表のとおり、6ヶ月から3年まで、全ての金利は1%以下の低水準であり、また、オリックス信託を除くと、同一期間の最高・最低金利の差は0.05%から0.1%と極めて小さい。振込手数料についても横並びの感が強い。

今後、利用者がビッグバンの好影響を実感するためには、金利の上昇や株式相場の回復等による金融資産からの収益回復が鍵となろう。

加えて、金融商品や金融機関経営について、利用者が十分理解することができるわかりやすい情報提供が必要であろう。

また、金融商品や金融機関のリスク等について利用者の理解力の向上が必要であろう。

さらに、金融機関側による魅力的な金融商品・サービスの提供やコスト引下げについての一層の取り組みも期待されよう。

制度改革は概ね最終局面を迎えたが、金融機関は不良債権処理の途上であり、また超低金利局面であるため、預貯金金利設定等金融機関の調達行動には大きな変化がみられない。

しかし、今後不良債権処理が一服し、かつ金

第2表 都銀・信託銀の大口定期金利と振込手数料

(単位 %、円)

	大口定期金利				振込 手数料
	2000年3月6日、店頭表示				
	6ヶ月	1年	2年	3年	
オリックス信託	0.40	0.60	0.70	1.00	-
三菱信託	0.15	0.15	0.20	0.30	630
大和	0.10	0.15	0.20	0.25	472
安田信託	0.10	0.15	0.20	0.25	630
中央信託	0.10	0.15	0.15	0.25	472
三井信託	0.10	0.12	0.20	0.30	630
第一勧業	0.10	0.12	0.15	0.25	420
さくら	0.10	0.12	0.15	0.25	420
富士	0.10	0.12	0.15	0.25	420
東京三菱	0.10	0.12	0.15	0.25	420
あさひ	0.10	0.12	0.15	0.25	630
三和	0.10	0.12	0.15	0.25	525
住友	0.10	0.12	0.15	0.25	420
東海	0.10	0.12	0.15	0.25	472
日本信託	0.10	0.12	0.15	0.25	630
東洋信託	0.10	0.10	0.15	0.20	-

資料 ニッキン等

- (注) 1 オリックス信託は通信販売による金利。
2 振込手数料は、他行宛電信扱ATMカード3万円以上。

利が上昇に転じれば、預貯金への取組姿勢等について金融機関間の差異は拡大するのではない。さらに、異業種から参入したオリックス信託のように、無店舗販売等でコストを引下げ、比較的高めの金利をつける金融機関が今後増加すれば、新規参入者と既存金融機関との競争によって、前述のような横並びの状況が変化する場合もある。

(斉藤 由理子)